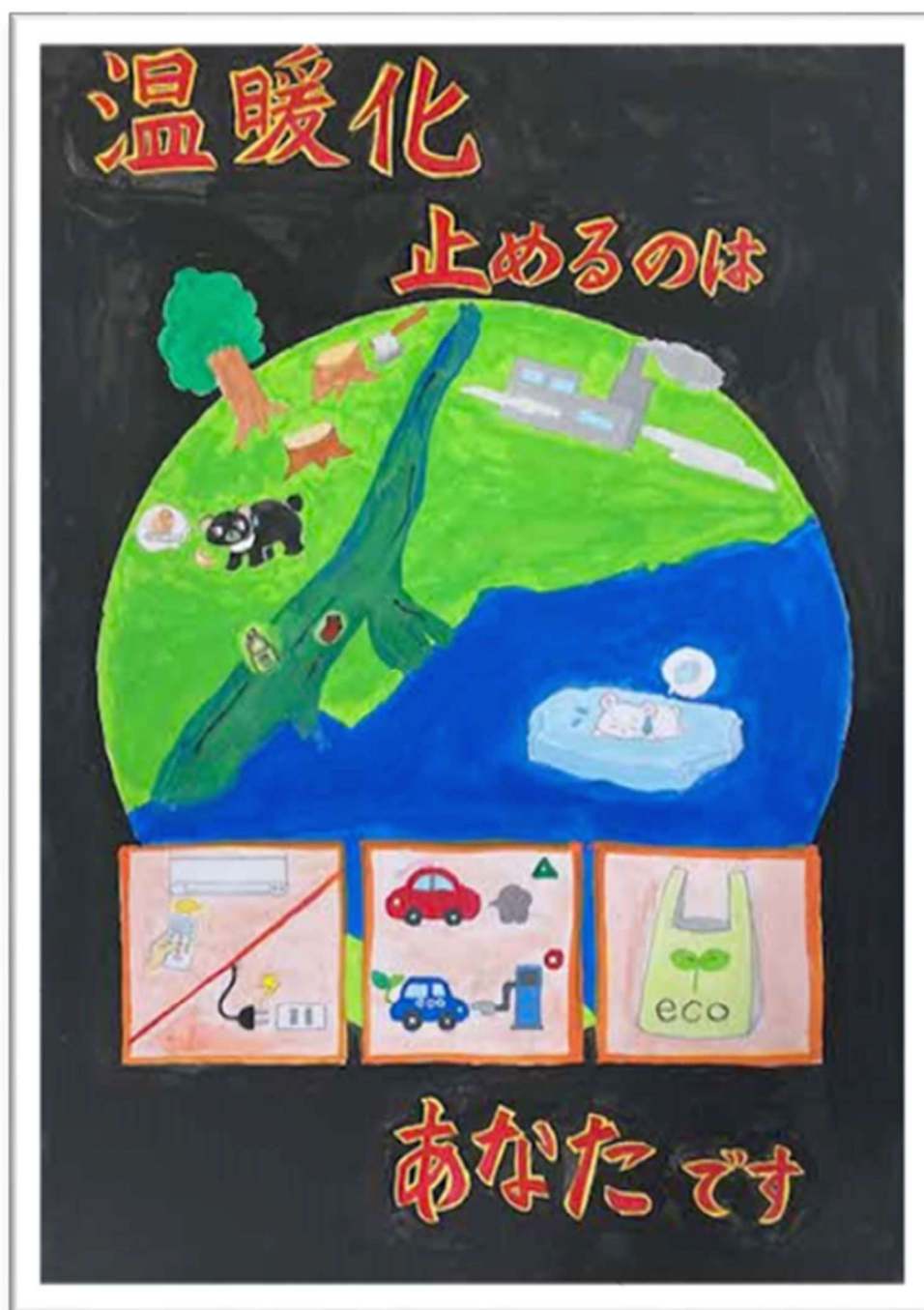


加東市ごみ分別ガイドブック



令和7年度「エコ(ECO)しましょうポスター」市長賞受賞作品

～ 目 次 ～

みんなで取り組む資源が循環するまちづくり	P.1
始めてみよう、リサイクル！	P.2
地区（自治会）・民間等による資源ごみ回収	P.3
市が収集・処理できないごみ	P.4～6
市がごみステーションで収集しているごみ	P.7
ごみステーションで収集していないごみの出し方	P.8～9
市内の埋立処分場	P.10
ごみステーション使用の基礎ルール	P.11～13

ごみステーションに出すごみ 所定の場所に出すごみ 分別・処分方法・再資源化の流れ

〈ごみステーションに出すごみ〉

▶ 燃やすしかないごみ（可燃ごみ）	P.16～17
▶ 埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）	P.18
▶ ペットボトル	P.19
▶ 容器包装プラスチック	P.20～21
▶ その他プラスチック	P.22～23
▶ 缶・小型金属類	P.24
▶ びん（飲料・食料・内服薬が入っていたガラス製の容器）	P.25
▶ 乾電池	P.26
▶ 蛍光灯・電球・LED ライト	P.27

〈所定の場所に出すごみ〉

▶ 水銀温度計・水銀体温計	P.27
▶ 廃食用油	P.28
▶ 小型家電類	P.28

その他伝達事項（生活環境課からのお願い・お知らせ）

▶ ごみを家庭で燃やさないでください	P.30～31
▶ 資源ごみ集団回収主催のご案内	P.32～33

みんなで取り組む 資源が循環するまちづくり

20世紀後半に到来した大量生産・大量消費社会は、様々な環境問題を呼び起こしました。大量生産による天然資源の不足懸念、大量消費によるごみ排出量の増大に伴う埋立処分場の不足懸念、不適切なごみの処分による環境汚染……。そういった問題を解決するためには、「ごみの減量・再資源化」がとても重要になってきます。未来に渡って持続可能な社会を作るため、「発生抑制（リデュース）」、「再利用（リユース）」、「再生利用（リサイクル）」を意識しながら、資源が循環するまちづくりにみんなで取り組んでいきましょう。

1.Reduce（リデュース）

使う資源やごみの量を減らす取組

- ▶ 詰替えのできる製品を選んで買う
- ▶ 必要のない包装は断る
- ▶ マイバッグで買い物をする など

2.Reuse（リユース）

物を繰り返し使う取組

- ▶ 壊れた物を簡単に捨てず、修理して使う
- ▶ 要らなくなった物は捨てず、必要な人に譲る
- ▶ 不要物をリサイクルショップに買い取ってもらう など

3.Recycle（リサイクル）

ごみを再資源化する取組

- ▶ なんでもかんでも可燃ごみに出さない
- ▶ 食品トレーや牛乳パックを店頭回収に出す
- ▶ 紙ごみやぼろ布は集団回収に出す など

～資源循環の3R～

始めてみよう、リサイクル！

「リサイクルに取り組もう」と言われると、生ごみを堆肥化して家庭菜園で使う、古着を縫い直して雑巾にする等々、何か特別なことをする必要があると感じられるかもしれません。けれど、普段「可燃ごみ」としてごみ袋に入れているごみをきちんと「分別」することや店頭や街角に設置されている「資源ごみ回収ボックス」等を利用すること、地区（自治会）やPTAが実施する「資源ごみ集団回収」を活用することも、立派な「リサイクル活動」です。

ごみの分別という「リサイクルの第一歩」にぜひ取り組んでいきましょう。

分別も立派なリサイクル！

牛乳パック

開いて洗って乾かし、
店頭の「資源ごみ回収ボックス」や
「資源ごみ集団回収」に出すと



トイレットペーパー等に

「燃やすしかないごみ」として
指定ごみ袋に入れると



灰になって埋立処分場へ

お菓子の包装や ゼリーのプラ容器

「容器包装プラスチック」として
分別し、指定ごみ袋に入れると



RPF という化石燃料の代替品に
（脱カーボン社会への推進）

「燃やすしかないごみ」として
指定ごみ袋に入れると



灰になって埋立処分場へ

地区（自治会）・民間等による資源ごみ回収

資源ごみ集団回収（無料）

【主 催 者】地区（自治会）、PTA等

【開催時期】主催者にご確認ください。

紙類……新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ 等

布類……古着、ボロ布 等

金属類……アルミ缶、スチール缶 等

びん類……ビールびん、一升びん 等

回収品目の詳細は
主催者にご確認ください。

店頭回収（無料）

スーパーマーケット等の店頭に回収ボックスが置いてあります。

お店の指示に従って利用してください。

ペットボトル

食品トレイ

透明容器

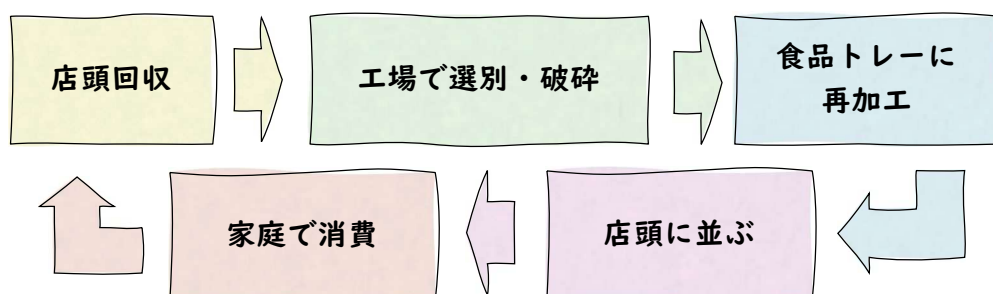
紙パック

スチール缶

アルミ缶

※ お店によって回収していないものもあります。ご確認ください。

食品トレイの循環リサイクル



市が収集・処理できないごみ

事業系ごみ（農業・自営業・企業等）

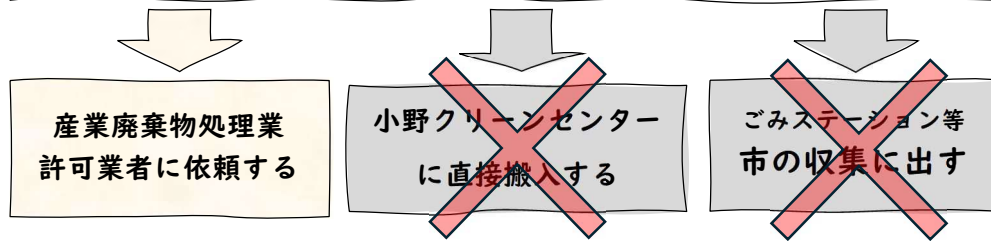
農業、自営業等の事業活動に伴って出るごみは、事業者自らが処理することになっており、ごみステーションや資源物拠点回収等で収集できません。

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の例（あらゆる事業活動に伴うもの）

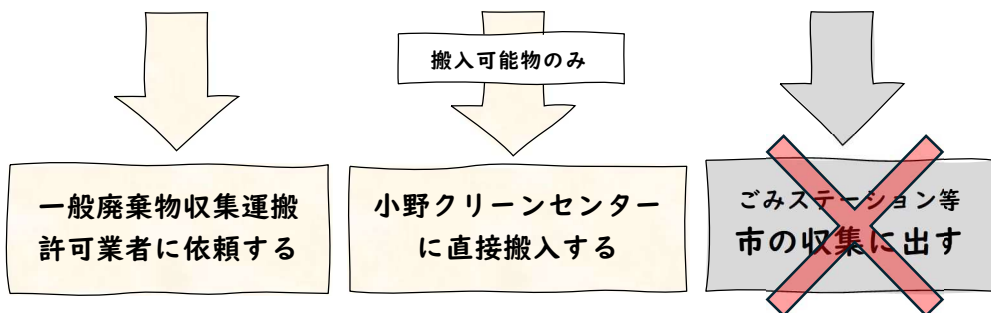
- (1) 燃えがら (2) 汚泥 (3) 廃油 (4) 廃酸
(5) 廃アルカリ (6) 廃プラスチック (7) ゴムくず (8) 金属くず
(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(10) 鋳さい (11) がれき類 (12) ばいじん

※ 上記の他に「畜産業における家畜の死体や糞尿」等、特定の事業活動に伴う場合にのみ対象となるものがあります。



事業系一般廃棄物の処理方法

産業廃棄物以外の事業活動に伴うもの



農業で不要となったごみ（産業廃棄物・事業系一般廃棄物の一部）

JAみのりが年1回程度、有料で回収・処分を実施しています。

市が収集・処理できないごみ

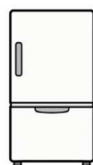
家電リサイクル法対象品目



テレビ



エアコン

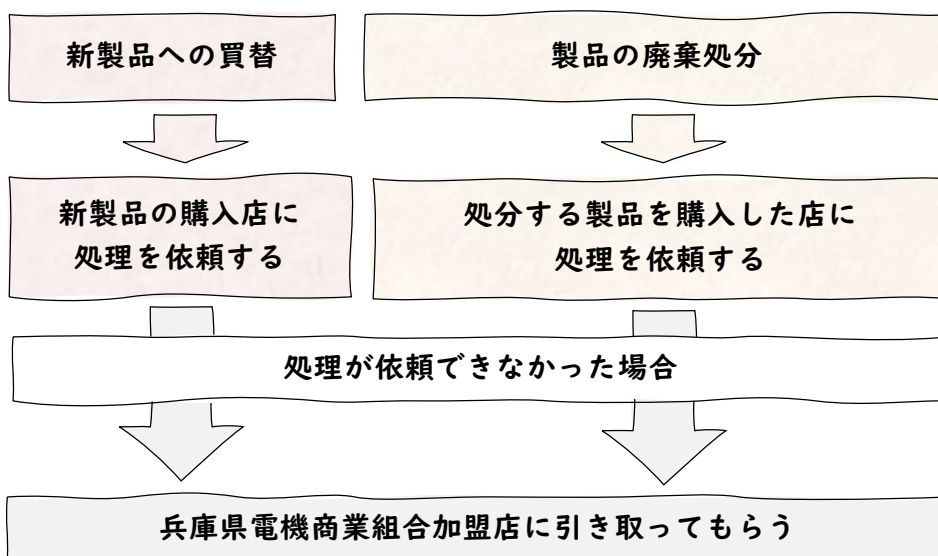


冷蔵庫・冷凍庫



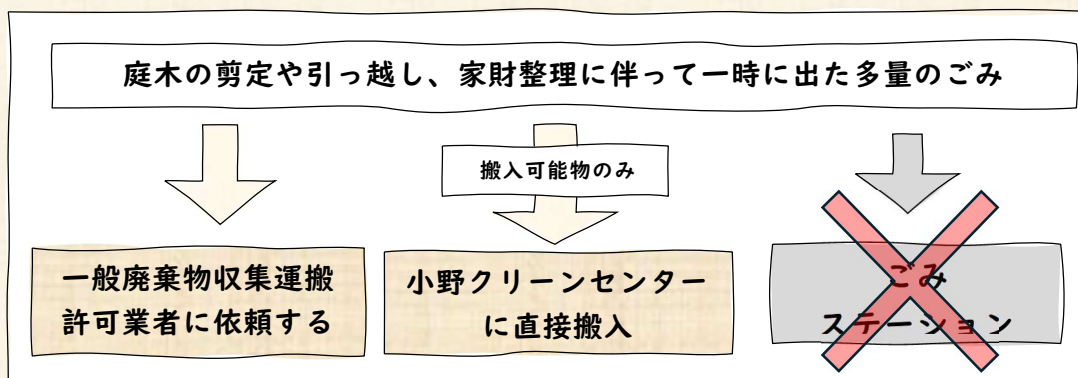
洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル法対象品目の処理方法



※兵庫県電機商業組合の加盟店は、
ごみカレンダー(裏面)または市ホームページでご確認ください。

一時多量ごみの処理方法



市が収集・処理できないごみ

処理困難物

危険性のあるものや法律で処理の方法が決められているもの、大きさ・重さ・硬度などにより処理ができないものまたは処理に専用の施設が必要なものは、処理困難物に該当します。

～ 処理困難物の例 ～



タイヤ



バッテリー



プロパンガスボンベ



廃油・廃ガソリン



自動車の部品



単車の部品



農薬



火薬類



注射器



液状・泥状の塗料



消火器



アスベスト含有物



建築廃材

等

処理困難物は、購入店か取扱店に相談してください。

※消火器は、ごみカレンダー(裏面)または消火器リサイクル推進センターのホームページに掲載されている処理業者に依頼してください

市がごみステーションで収集しているごみ

燃やすしかないごみ（可燃ごみ）

資源ごみへの分別・古紙回収等のリサイクルを行った上で、燃やす以外に処分方法がないごみを、燃やすしかないごみとして収集しています。

小野クリーンセンターで焼却した後、焼却灰を大阪湾フェニックスセンター（最終処分場）で埋立て処分しています。

埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）

再資源化が難しい上に燃やすこともできないごみを、埋立てるしかないごみとして収集し、大阪湾フェニックスセンター（最終処分場）で埋立て処分しています。

資源ごみ

次のものは、収集後に小野クリーンセンターや民間施設での処理を経て、原材料や燃料に加工される等、再資源化されます。

ペットボトル

缶・小型金属類

容器包装プラスチック

蛍光灯・電球

その他プラスチック

乾電池

びん（無色・茶色・その他の色）

※ 飲料・調味料・内服薬が入っていたガラス製の容器 ※

ごみステーションで収集していないごみの出し方

小型家電類（小型家電回収ボックスに入る大きさのもの）

社公民館

滝野公民館

とどろき荘

市生活環境課窓口

※内蔵されたリチウムイオン電池が取り出せない小型家電も、小型家電類として上記施設内にある「小型家電回収ボックス」に出すことが可能です。

小型家電類（小型家電回収ボックスに入らない大きさのものも含む）

資源物拠点回収（年2回：5月、11月頃）

※家電リサイクル法対象品目は収集できません。

小野クリーンセンター（有料）

※家電リサイクル法対象品目のほか、パソコン類やリチウムイオン電池内蔵製品も持ち込みできません。

電池類（ボタン電池・リチウムイオン電池）※乾電池も持込可

社公民館

滝野公民館

とどろき荘

膨張したものを含む電池類（乾電池・ボタン電池・リチウムイオン電池）

※膨張していない電池類も持込可

市生活環境課窓口

資源物拠点回収（年2回：5月、11月頃）

廃食用油

社公民館

滝野公民館

とどろき荘

資源物拠点回収（年2回：5月、11月頃）

水銀温度計

市生活環境課窓口

大型プラスチック（30 cmを超える大きさのもの）

資源物拠点回収（年2回：5月、11月頃）

小野クリーンセンター（有料）

大型金属類（30 cmを超える大きさのもの）

資源物拠点回収（年2回：5月、11月頃）

小野クリーンセンター（有料）

燃やすしかないごみ袋に入らない大きさの可燃ごみ （木製の棚、畳、机 等）

小野クリーンセンター（有料）

一時多量ごみのうち、可燃物

（庭木の剪定枝、引っ越し等の家財整理に伴う多量ごみ 等）

小野クリーンセンター（有料）

一時多量ごみのうち、社・滝野地域で出た不燃物

（瓦、石、ブロック、土、レンガ、コンクリート欠片、セトモノ）

上中埋立処分地（有料）

一時多量ごみのうち、東条地域で出た不燃物

（瓦、石、ブロック、土、レンガ、コンクリート欠片）

藪残土処理場（有料）

市内の埋立処分場

上中埋立処分地（有料 30 円/10kg）※事業者の搬入不可

【要事前手続】加東市役所 1 階生活環境課窓口で事前の手続きが必要です。

【手続きに必要な書類】

運転免許証、処理手数料、搬入する車の車両番号が分かるもの（メモ可）

【搬入可能日】年末年始と水曜日を除く平日

午前（9:00～12:00）、午後（13:00～16:00）

社地域と滝野地域で発生した埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）のうち
瓦、石、ブロック、土、レンガ、コンクリート片、セトモノ

※わら等の可燃物、プラスチックや金属類は取り除いてください。

混入している場合は、搬入をお断りします。

※灰が付着しているものは、灰を取り除いてください。

藪残土処理場（有料 10 円/10kg）※事業者は 30 円/10kg

【要事前手続】加東市役所 1 階生活環境課窓口で事前の手続きが必要です。

【手続きに必要な書類】

運転免許証、処理手数料、搬入する車の車両番号が分かるもの（メモ可）

【搬入可能日】年末年始と水曜日を除く平日

午前（9:00～12:00）、午後（13:00～16:00）

東条地域で発生した埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）のうち
瓦、石、ブロック、土、レンガ、コンクリート片

※わら等の可燃物、プラスチックや金属類は取り除いてください。

混入している場合は、搬入をお断りします。

※灰が付着しているものは、灰を取り除いてください。

ごみステーション使用の基礎ルール

ごみステーションは、地区（自治会）が管理しています。

ここに記載しているもの以外にも、ごみステーション管理者の決めたルールがあります。ルールを守って、清潔に使いましょう。

※基礎ルールを守れない状態が続くと、

そのごみステーションの収集を中止することがあります。

市指定ごみ袋に入れて出すごみは、ごみステーションに、
収集日前日の夕方から当日の朝 8:30 の間に出す。

※地区によっては、当日の朝のみに限定している場合もあります。

※収集車が回収した後に出されたごみは、回収しません。

※指定の時間以外のごみ出しは、うじ虫や悪臭発生の原因となります。
清潔な環境を保つためにも、ごみ出しの時間は守ってください。

ペットボトルやその他プラスチック、乾電池、蛍光灯、
缶・小型金属類、びん、埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）
は、袋等に入れず、指定された品目の専用容器に直接出す。



NG！

無色びん専用容器に
茶色びんが混入している

別の容器の中に入れない！

燃やすすしくないごみ（可燃ごみ）と容器包装プラスチックは、
加東市の指定ごみ袋に入れて出す。



- ・加東市の指定ごみ袋以外の袋に入っているごみは、収集しません。
- ・容器包装プラスチックの指定ごみ袋には、容器包装プラスチック以外を入れないでください
※可燃ごみが混ざっていると収集しません。
- ・指定ごみ袋は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア等の小売店や加東市生活環境課窓口で購入できます。

1 セット（10 枚入り）あたりの値段	
大（45 リットル）	300 円
中（30 リットル）	200 円
小（20 リットル）	150 円

容器包装プラスチックは、二重袋にしない。

※二重袋：不透明の袋の中に容器包装プラスチックを詰めてから、
加東市の指定ごみ袋に入れること。

ごみ袋の口は、テープで止めたり紐で縛ったりせず、
必ず、結んで出す。

**生ごみは、できる限り水気を切ってから、
燃やすしかないごみの袋に入れて出す。**

※生ごみの水気を切らずにごみ袋に入れると、ごみ袋の中に生ごみから
出た汚水が溜まり、うじ虫や悪臭発生の原因になります。
三角コーナーや水切りネットを活用してください。



**燃やすしかないごみの袋に、
リチウムイオン電池やリチウムイオン電池内蔵製品を入れない。**

※リチウムイオン電池やリチウムイオン電池内蔵製品を燃やすしかない
ごみとして出すと、収集したパッカー車内部や焼却施設で爆発する可
能性があります。リチウムイオン電池やリチウムイオン電池内蔵製品
は、所定の回収場所に持ち込んでください。



**社公民館・滝野公民館・とどろき荘
加東市生活環境課窓口を持ち込んでください。**

ごみステーションに出すごみ
所定の場所に出すごみ
分別・処分方法・再資源化の流れ

ごみステーション

燃やすしかないごみ（可燃ごみ）

埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）

ペットボトル

容器包装プラスチック

その他プラスチック

缶・小型金属類

びん（無色・茶色・その他の色）

乾電池

蛍光灯・電球等

所定の場所

水銀温度計等

廃食用油

小型家電
リチウムイオン電池

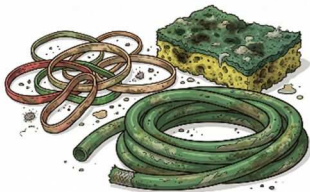
燃やすしかないごみ（可燃ごみ）

対象となるもの



生ごみ類

※水分をよく切ってください。



塩化ビニル製品

（ホース、スポンジ、輪ゴム等）



紙くず類

※資源ごみ集団回収の利用を推奨しています。



革・布類

※布類は、資源ごみ集団回収の利用を推奨しています。



木くず類

（長さ 30cm、厚さ 10cm 以下）



プラスチック複合物

（金属等が一部混ざっているもの）

※ハサミ等の金属部分が多いものは「缶・小型金属類」



風呂フタ

※ごみ袋に入るサイズ(30cm 程度)に切り分けてください。



まな板

（木製・プラスチック製問わず）
※塩化ビニル混成品が多いため



その他

（CD の本体・乾燥剤等）



使い捨てライター等

※中身を使い切り、ガス抜きをしてください。



使用済み紙おむつ

※紙おむつは固形の汚物（大便等）を取り除いてください。

取り除いた大便はトイレに流してください。

※尿や下痢状の大便は、取り除く必要はありません。

対象とならないもの



市役所窓口・公民館等の
小型家電回収ボックス



市役所窓口・公民館等の
電池回収ボックス



長さ 30cm を超える
木くず類

長さ
100 cm 超え

厚さ
10 cm 超え

一般廃棄物収集運搬業
許可業者に委託（有料）

厚さ 10 cm 以下かつ
長さ 30～100 cm

小野クリーンセンター
に搬入（有料）



（ごみステーションの専用容器に入れてください）

処分方法

対象となるごみを市指定ごみ袋に入れて、ごみステーションに出す。

燃やすすしくないごみ（可燃ごみ）処分の流れ



大阪湾フェニックス
センターで埋立処分

小野クリーン
センターで焼却

焼却灰・不燃物

金属
類

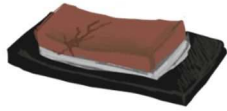
焼却灰
(一部)

工場等で
再資源化
金属等へ加工

工場等で再資源化
セメント等へ加工

埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）

対象となるもの



碓石



レンガ



瓦



ブロック
コンクリート欠片



鏡等のガラスが
混ざっているもの



セトモノ・ガラス製
の食器等



化粧品等が
入っていたガラス容器

※プラスチックや木材、金属が混在していても、ガラスが混在しているものは、不燃ごみ

※不燃ごみの容器に入らないほど大きなガラス製品は砕く等して小さくしてください。

※食べられないもの(化粧品や外服薬)が入っていたガラス容器は、不燃ごみ

処分方法

- ① 汚れが付着している場合は、汚れを軽く落とす。
- ② 中身が入っているものは、中身を空にし、水で軽くすすぐ。
- ③ 袋等には入れず、ごみステーションの専用容器に直接入れる。

※ ごみステーションの専用容器に入らない大きさの場合は、砕く等して専用容器に入る大きさに調整してください。

埋立てるしかないごみ（不燃ごみ）処分の流れ

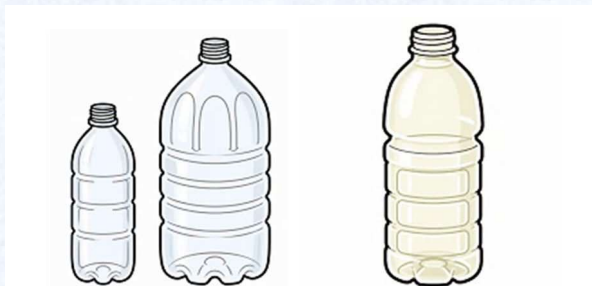
ごみステーション



大阪湾フェニックスセンター
(最終埋立処分場) にて埋立処分

ペットボトル

対象となるもの



PET
ペットボトルマークが
付いているもの

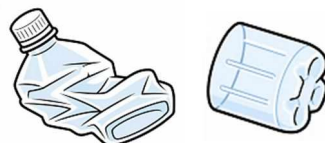
対象とならないもの



キャップ・ラベル



汚れが酷いもの



切り貼り等加工したもの
潰したもの

容器包装
プラスチック

燃やすしかないごみ
(可燃ごみ)

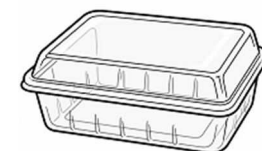
処分方法

- ① 内容物を空にする。
- ② 軽く水洗いして乾燥させる。
- ③ キャップとラベルを外す（リングは付けたままで大丈夫です）。
- ④ 潰さず、そのままの形でゴミステーションの専用容器に入れる。

ペットボトル再資源化の流れ

ゴミステーション

小野クリーンセンターで
選別・圧縮梱包



工場では再資源化
透明トレイ等へ加工

容器包装プラスチック

対象となるもの



プラマークが
付いているもの

プラマークがなくても
次の条件を全部満たすもの

- ① 塩化ビニル（ゴム等）以外のプラスチック製のもの
- ② 中身がこぼれたり破損したりしないように、商品を入れたり包んだりするもの
- ③ 中身を消費したら要らなくなるもの



ペットボトルの
キャップ・ラベル



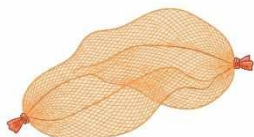
シャンプー等
の空容器



お菓子等の
空袋



カップ麺等
の空容器



みかんネット等の
ネット類



肉や魚、惣菜等の
食品トレー



卵パック等の
空容器



マヨネーズの
チューブ容器等



プリンやゼリー等
の空容器



発砲
スチロール



レジ袋



弁当や総菜の
空容器

対象とならないもの



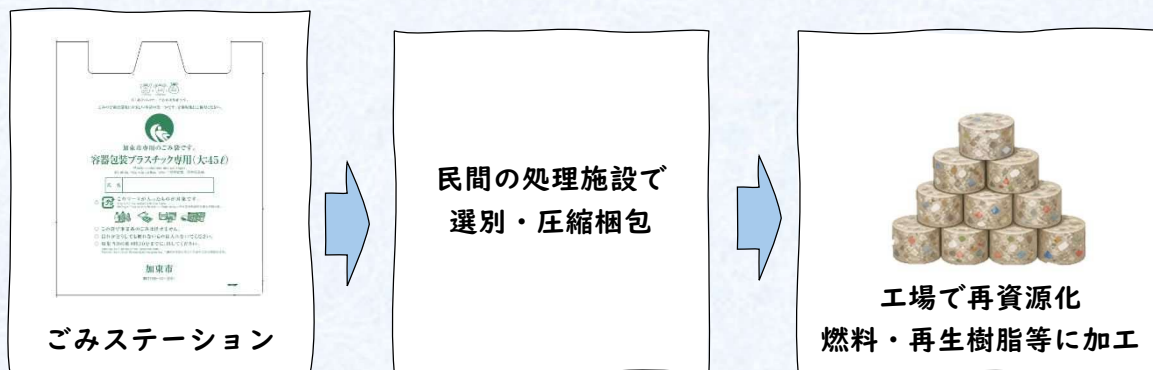
処分方法

- ① 内容物を空にする。
- ② 汚れている場合は、軽く洗う・拭くなどしてきれいにする。
※ 其他のごみに汚れが移らない程度。
- ③ 対象となるごみを指定ごみ袋に入れて、ごみステーションに出す。

※ ラベルシールや値札シールを剥がす必要はありません。

※ 他の袋に入れた状態で指定ごみ袋に入れる行為（二重袋）はしないでください。

容器包装プラスチック再資源化の流れ



その他プラスチック

対象となるもの

30cm 以下のプラスチック製品（塩化ビニル製を除く）



ポリバケツ



歯ブラシ



プラスチック製の食器



CD ケース



プラスチック製の定規



プラスチックハンガー



ボールペンのフタや外側



※ボールペンやペンの芯部分やラバー部分は
取り外して「燃やすしかないごみ」へ



プラスチック製のおもちゃ

- ・車軸などの金属部分……缶・小型金属類
 - ・モーターや電池ケース……小型家電回収 BOX へ
 - ・タイヤ部分等のゴム部品……燃やすしかないごみ
- ※金属やゴム部品が取り外せない場合は、燃やすしかないごみ
※電池ケースが取り外せない場合は、小型家電回収 BOX へ

対象とならないもの



ゴム・ホース等
塩化ビニル製のもの



他の素材(金属等)が
混ざっているもの



30 cmを超える
大きさのもの



まな板



風呂フタ

小野クリーン
センターに搬入
(有料)

資源物拠点回収
に搬入 (無料)

燃やすすかないごみ
(可燃ごみ)

処分方法

- ① 他の素材でできたパーツを取り外す。
- ② 30 cmを超える大きさのものは、砕く等して 30 cm以内にする。
- ③ 袋等には入れず、ごみステーションの専用容器に直接入れる。

その他プラスチック再資源化の流れ

ごみステーション

民間の処理施設で
選別・破碎

工場で再資源化
PRF(燃料)に加工

缶・小型金属類

対象となるもの



空になった缶類

飲料缶、スプレー、缶詰 等



金属製のもの

(大きさ 30 cm以下)



包丁や傘の骨、ハサミ等
大部分が金属製でそれ以外の
部品との分離が難しいもの

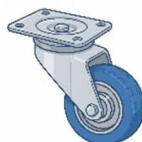
対象とならないもの



専用容器に入らない
大きさの金属製のもの

小野クリーンセンター
に搬入 (有料)

資源物拠点回収
に搬入 (無料)



一部が金属製でそれ以外の部品との分離が難しいもの

大きさ 30 cm以下

燃やすしかないごみ
(可燃ごみ)



大きさ 30 cmを超える

小野クリーンセンター
に搬入 (有料)

処分方法

- ① 金属以外のパーツをできるだけ取り除く。
- ② スプレー缶は使いきってから出してください。
- ③ 中を洗うことができる容器は洗って汚れを落とす。
- ④ 袋等には入れず、ごみステーションの専用容器に直接入れる。

金属類再資源化の流れ

ごみステーション

小野クリーン
センターで選別

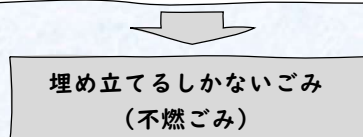
民間の処理施設で
破碎・再資源化

びん（飲料・食料・調味料・内服薬が入っていたガラス製の容器）

対象となるもの



対象とならないもの



キャップ

プラスチック製



容器包装プラスチック

金属製



缶・小型金属類

ガラス製



埋め立てるしかないごみ（不燃ごみ）

その他の素材



燃やすすかないごみ（可燃ごみ）

処分方法

- ① 空きびんの中を水ですすぐ。
- ② キャップを素材に応じて分別する。※ラベルシールは付けたままで大丈夫です。
- ③ 袋等には入れず、ごみステーションの専用容器に直接入れる。

びん再資源化の流れ

ごみステーション



民間の処理施設で
選別・破碎



工場で再資源化
びん・道路舗装材等へ加工

乾電池

対象となるもの



- ・ アルカリ乾電池
- ・ マンガン乾電池

対象とならないもの



ボタン電池



リチウムイオン電池



膨張した電池類

乾電池・ボタン電池
リチウムイオン電池



リチウムイオン電池を
含む製品

公民館等の
電池回収ボックス

市役所窓口の電池回収ボックス

市役所窓口
または公民館等の
小型家電回収ボックス

資源物拠点回収

処分方法

- ① 電極にテープを貼って絶縁する。
- ② 袋等に入れず、ごみステーションの専用容器に直接入れる。

乾電池等再資源化の流れ

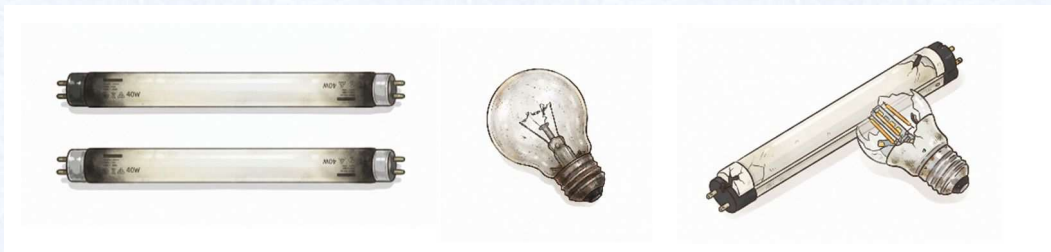
ごみステーション
電池回収ボックス

民間の処理施設で
選別

工場で再資源化
亜鉛・鉄等へ加工

蛍光灯・電球・LED ライト

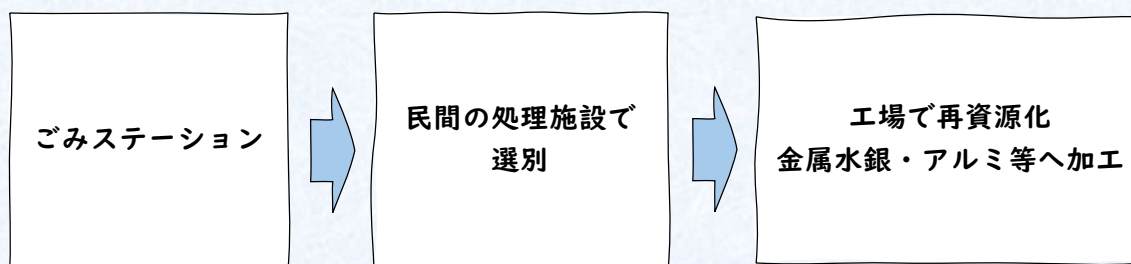
対象となるもの



処分方法

袋等に入れず、割らないよう注意しながら、ごみステーションの専用容器に直接入れる。

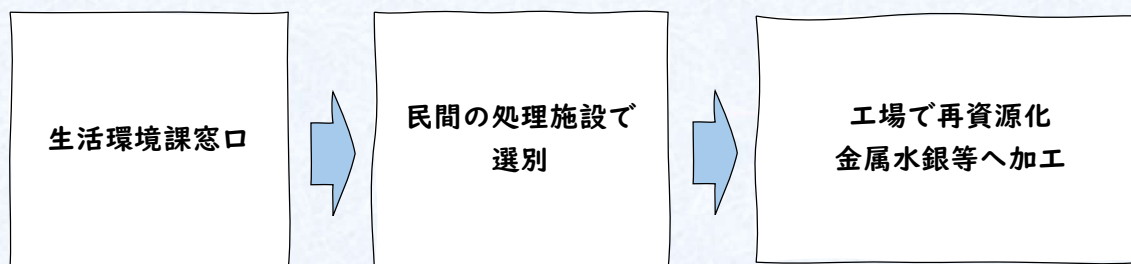
蛍光灯等再資源化の流れ



水銀温度計・水銀体温計

市役所生活環境課の窓口で回収しています。

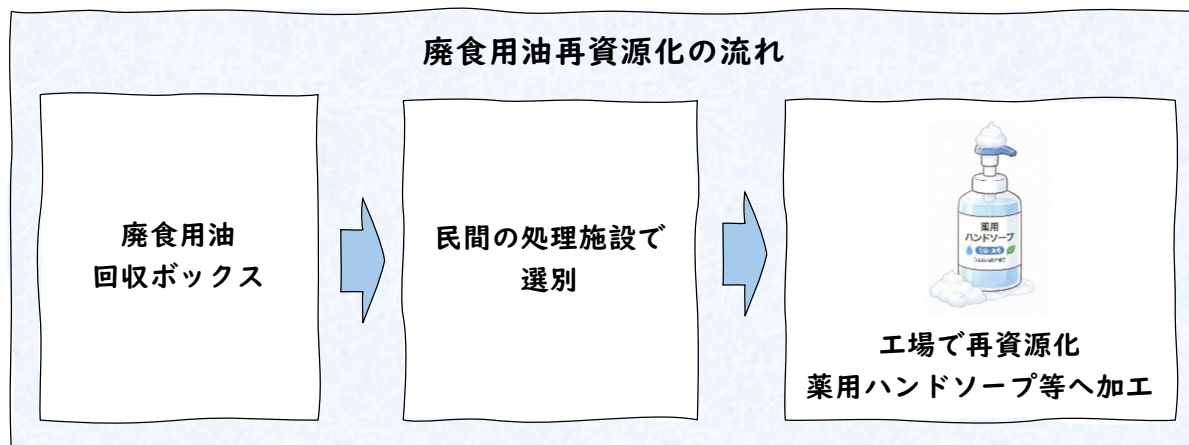
水銀温度計等再資源化の流れ



廃食用油

社公民館、滝野公民館、とどろき荘に廃食用油回収ボックスがあります。
また、年に2回実施する資源物拠点回収でも回収しています。

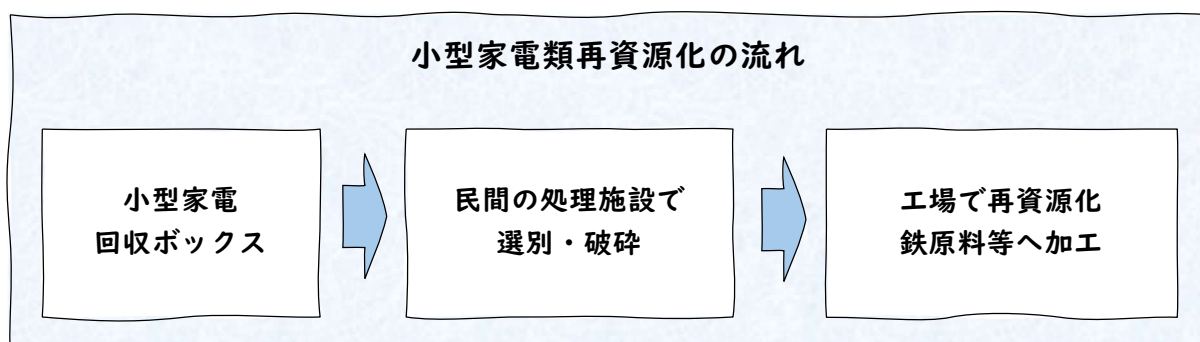
※天かす等の異物を取り除き、食用油容器やペットボトルに入れてフタをして、廃食用油がこぼれないようにしてください。



小型家電類

社公民館、滝野公民館、とどろき荘に小型家電回収ボックスがあります。
また、年に2回実施する資源物拠点回収でも回収しています。

※ 資源物拠点回収では、小型家電回収ボックスに入らない大きさの家電も回収が可能です（家電リサイクル法対象品目は回収できません）。



その他伝達事項

生活環境課からのお願い・お知らせ

ごみを家庭等で燃やさないでください

ごみの焼却は、法律で禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、許可を受けた施設以外の場所で行うごみの焼却は、原則禁止されています。

ごみを燃やしたら……

資源循環の阻害

再資源化できるはずのものが
再資源化できなくなる



煙・悪臭の発生

洗濯物などに臭いがつく
部屋に煙が入ってくる 等



大気汚染・土壌汚染

一部の素材には燃やすと
有害物質が発生するものがある

などの生活環境への影響だけでなく



5年以下の拘禁刑



10,000,000 円以下の罰金

といった罰則があります。

※イラストはイメージです。

例外的に認められている焼却

以下の焼却については、近隣住民の生活環境に影響を与えない範囲において、例外的に認められています。



畔焼き等
農業に伴う草等の焼却



とんど焼き等
風俗慣習によるもの



落葉・落枝を使った
たき火等

ただし、近隣住民から悪臭等焼却に関する苦情が寄せられた場合は、ただちに焼却を止める必要があります。

焼却に関する他の関係法令

火入れに関する条例・森林法（加東市農地整備課）

山林火災予防の観点から、山林から 1km の範囲内において畔焼き等の面的な焼却を行う際には、事前に市の許可を得る必要があります。

また、許可を得た場合でも、火災警報・林野火災警報等が発令したときは、ただちに消火しなければいけません。

違反したら 200,000 円以下の罰金

違反した上で他人の森林を燃やしてしまったら 300,000 円以下の罰金

消防法（加東消防署）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をするときは、事前に消防署への届出が必要です。また、火災警報・林野火災注意報が発令されたときは、火の使用制限に従う必要があります。

火災警報が発令したとき、屋外での火の使用制限に従わなかったら

300,000 円以下の罰金又は拘留

地区（自治会）、PTA、保護者会等で 「資源ごみ集団回収」を主催してみませんか？

資源ごみ集団回収とは

地区(自治会)、PTA、保護者会等 が主催となって

廃棄物のうち 紙類、布類、金属類、リターナル瓶 を回収し、

資源回収業者と契約の上、 資源として売却する 活動です。

実施すると市から 奨励金 が交付されます（要申請）。



雑誌



新聞紙



段ボール



紙パック
(牛乳パック)



雑がみ
(封筒、紙箱、チラシ、包装紙、紙袋)

紙類



スチール缶



アルミ缶

金属類



布類



リターナル瓶

※回収品目は資源回収業者と相談してください。

資源ごみ集団回収実施のメリット

活動を通じて
地域コミュニティの形成が促進される

集団回収に出すことでごみの量が減る
(特に紙類、布類の可燃ごみ)

売却金を
団体の活動費にすることができる

さらに、回収量に応じて
加東市から奨励金が交付される

奨励金の額

集団回収1回につき3千円

+

回収量に応じて4円/kg
(年4回以上実施で5円/kg)

+

逆有償が生じた場合は、
逆有償額(最大5円/kg)を補填

～報奨金額の計算例～

- ▶ 5月2日に実施
- ▶ 回収量は以下のとおり
 - ① 紙類 2,500kg
 - ② 布類 1,000kg
※逆有償3円/kg
 - ③ 金属類 500kg

合計 4,000kg 回収



奨励金の額は

- ▶ 1回実施なので固定費3,000円
- ▶ 回収量4,000kgなので
 $4,000\text{kg} \times 4\text{円/kg} = 16,000\text{円}$
- ▶ 逆有償補填額
 $1,000\text{kg} \times 3\text{円/kg} = 3,000\text{円}$
合計 22,000円

資源ごみ集団回収の実施方法の種類

各戸回収方式

回収エリアと回収日を決めて周知し、各家庭の家の前に出された資源ごみを実施団体が回収し、資源回収業者に引き渡す方式。

拠点回収方式

集積場所と回収日を決めて周知し、住民が自ら集積場所に持ち込んだ資源ごみを資源回収業者に引き渡す方式。
※回収箱を常設して回収する方法もあります。

始めようと思ったら、生活環境課にご相談ください。

加東市 市民協働部 生活環境課 資源循環係
〒673-1493 加東市社 50 番地
TEL 0795-43-0503（直通） FAX 0795-42-5282
URL <https://www.city.kato.lg.jp>

加東市ごみ分別ガイドブック 2026 年 9 月 初版発行